

POPULAR BOOKS



著者の
諒解により
検印廃止

昭和38年11月15日 発行

銭の踊り

著作者 佐賀 潜

発行者 矢貴 東司

印刷者 北山 茂

発行所 株式会社 桃源社

¥ 270

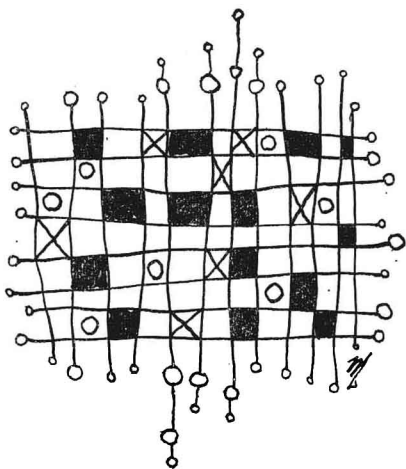
東京都中央区日本橋蛸殻町1-12

電話 (671) 4001~2番

振替東京 64351 番

錢の踊り

佐賀 潜



ポピュラー・ブックス

目次

第一章	買い占め屋……………	七
第二章	黒い疑問……………	四
第三章	影の恐怖……………	七
第四章	影への挑戦……………	二一
第五章	影との攻防……………	一六
第六章	勝者と敗者……………	一八
第七章	影は消えた……………	三四

装幀 三井永一

錢ぜに

の

踊

り

第一章 買い占め屋

1

昭和三十七年九月十日、台風二十三号は、未明から房総半島を縦断、豪雨をともない、東京を席巻、日本海へ抜けていった。午後になると、街区は、洗われたようなすがすがしさを取り戻し、雲一つない澄んだ空が見えはじめた。

荒尾三甲あらおさんこうは、八階の社長室の窓を開けた。さわやかな初秋の風が、流れこみ、テーブルの上の書類を吹きとばした。

秘書の田尻巴たじりともえがはいってくると、とばされた書類を取り上げ、テーブルにのせた。

「桜田化学の社長さまから、お電話です」

巴は、受話器を握んで、荒尾に渡した。荒尾は、じろりと巴を睨むと、受話器を耳に当てた。

「荒尾や。何か……」

「荒尾先生、是非共今夜、浜町の三福で、お目にかかりたいんですが」

「で、ご用件はなんや」

「例の件、よしなに折合って、いただきたいと思いますんで」

荒尾は、七時という申し出を、三十分のばさせると、受話器を、荒々しく置いた。

「桜田化学は、妥協の申し入れですか」

「そうらしいのや。けど、あのじじい、なかなか喰わせもんやでな。うっかり甘い顔は、でけんぞ」

荒尾は、頭の中で、七時半の取引の数字を考え出した。荒尾は、或る数字に思い当たると、鼻の脇に小皺をよせ、白い歯をみせた。

「桜田社長は、政界にも顔がきき、かなりの大物とか……」

「大もんだろうが、なんだろうが、わしは屁とも思っとらんぞ。わしは、これまで、思うたことは、なんでもやり遂げてきたんや。おなごの場合も、そうやったぞ」

荒尾は、腕をのばすと、巴の手を掴んだ。巴は、テーブルに体を寄せつけ、引き寄せられるのを防いだ。

荒尾は、掴んだ手を離すと、大声を立てて笑った。

「今夕、六時に、奥様の踊りの会、お忘れなく」

巴は、つんとした表情で、それだけいうと出ていった。荒尾は、巴のタイトの尻が、ドアに消

えるまで、眼で追いかけた。

虎の門から、赤坂見附に向う都電通りの右側、専売公社の筋向いに、ミリオンビルという八階建の、新しいビルがある。

ビルの裏通りを西に行けば、日枝神社へ出るし、真直ぐに坂をのぼれば、首相官邸に出る。一階が、外車の販売会社で、二階以上は貸しオフィスになっていた。

その八階の一角を、全関東観光株式会社が借りていた。七十坪を超える、広い部屋を、四つに仕切り、社長室、応接室、総務部、業務部に分けて使っていた。社員は、二十五名で、部長の机の前に、三列ずつ、ステンレスの机がならび、年若い社員たちが、仕事をしていた。

社長室の隣りに、秘書室があり、そこに田尻巴と弁護士遊佐成武ゆさなるたけの机が、向き合ってならんでいた。

遊佐弁護士は、巴が、社長室から戻ってくると、入れ替りに、社長室へはいっていった。荒尾は、背の低い、芋俵のような遊佐の姿を見ると、手を出して、ソファをすすめた。

「桜田から、取引を申し入れてきよった」

荒尾は、ソファに腰を落しながら、遊佐の顔を撫でまわすように眺めた。

「二百九十四条の検査権の発動が、利いたようですな」

「桜田は、調査の結果、不正貸出しをやっとるのを掴んだので、一たまりもなく参りよると思う

とったんやが、案外、しぶといじいさんやったな」

全関東観光株式会社は、名称からみると、観光事業を営んでいるようにみえるが、実態は、株の買い占め屋だった。

荒尾のねらう会社は、資本金三億から五、六億ぐらいの、株式上場会社のうちでは、三流どころばかりだった。

資本金数十億の一流会社の株を、全株式のうち、一割以上買い占めるには、一社だけで数億の資金が必要だったし、経営陣も、堅固で、所謂經理のボロをつかむことは、困難だった。

ところが、三億円ぐらいの会社は、ワンマン経営が多く、資本金にくらべ、含み資産も多かった。買い占め屋がねらうには、手ごろの相手だったのである。

「桜田化学は、資本金三億三千万円、こちらが買い占めた株が、八十二万株。全株六百六十万株のうち、一割二分を持つてることになりますから、——会社の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所へ、検査役の選任を請求することができる——という条文にしたがつて、内容証明郵便を、出しときましたよ」

「それが、桜田の腹にこたえたんやな。遊佐はん、商法は、おもしろい法律をこしらえておいたもんなやな。商法は、まるで荒尾の商売を助けるために、でてくるようなもんやで。株を買うことは、自由や。法律はなんの制限もしとらへん。株ちゅうもんは、おもしろい生きもんでな。買い手

がたくさんあれば、必ず上る。現に、桜田の株も、正月に買いはじめた時にゃ、六十二円やった。それがどうや、七月の盆相場にゃ、百一円まで上りよったんや」

「今の相場で売っても、一株数十円の儲けですね」

「遊佐はん、わしの望みは、とてつもなく大きいんやで。桜田に、一株百一円で買わしたところで、二千万円足らずの儲けや。わしは、そんなケチな商売をするつもりなら、死んだおやじと同じ、高利貸しをやっとりますのや。全関東観光は、文字通り、関東全部の観光地を押えるのや。西武、東武、東急、藤田、国際というように、関東の観光事業は、五社が血みどろのたたかいをやっとる。わしは、この戦線の中の、一番弱いところから、なぐり込みをかけるつもりや」

「それには、金が要るわけですね」

「百億の現ナマを掴んだら、買い占め屋は見切りをつけるんや。なんぼ、商法の条文どおりやとるからいうても、いつかは、反撃を喰うでな」

「法律は、私の方で責任を負いますよ」

遊佐は、丸い顔を、ほころばした。荒尾がタバコをくわえと、遊佐が、ライターを鳴らし、火を移した。

荒尾三甲が、買い占め屋をやり出したのは、昭和三十五年の秋からである。その頃、荒尾は、銀座六丁目の三雲ビルの三階に、小さな事務所を設け、全関東観光株式会社の看板を出し、資本

金一千万円で登記をした。

荒尾は先ず、調査員として、税務署員だった海老名操と、大日本秘密探偵社の社員だった瀬川五郎を、高給の好餌で引抜いた。同時に、顧問弁護士として、菊島栄三を雇った。

荒尾は、海老名、瀬川と共に、三流の上場会社を、たんねんに調べ、第一期計画として、五十社のリストを作った。当時、荒尾は、ざっと五億に近い現金を持っていた。荒尾の父虎三が、大阪で高利貸しをしていて、昭和三十年の春、脳溢血で死んだ後、遺産として残った金が、三億五千万円ほどあった。

荒尾は、この金を持って、住みなれた大阪を捨て、上京した。彼は、亡父の遺産を元手に、高利貸しをはじめた。十日に一割という高利の時代は、過ぎていたが、荒尾は日歩三十銭のラインから、一步も後退せず、手形金融をやり出した。

ところが、安全だと思って掴んだ手形が、不渡りとなり、五、六千万円の穴をあけた。荒尾は、金貸しに見切りをつけ、残っていた五億円の金を足場に、株の買い占め屋に、乗り替えたのである。

買い占め屋というのは、上場されている会社の株を、全発行株の一割強まで買いあさり、株価が上昇したところで、法律の規定を使い、いやがらせをやるのである。

荒尾が、弁護士から教えられた、商法上の手段は、次のようなものだった。

二百五十七条による、取締役の解任請求権が、第一である。つまり職務上、不正の行為のある取締役を、株主総会で解任しないときは、百分の三以上の株式を持っている株主は、その取締役の解任を、裁判所へ請求することができる——という規定がある。

第二は、二百六十七条による規定である。——株主は、会社に対し、不正行為のある取締役を訴えろと、請求することができる——ものである。

第三は、二百七十二条の、——取締役が会社に損害を与えるおそれがあるときは、株主は、その取締役に對し、その行為を止めてくれと請求できる——との規定である。

第四は、二百九十三条の、——一割以上の株主は、會計帳簿及び書類を見せてくれと請求したり、それらの書類の謄写をよこせと請求することができる——という規定である。

第五は、二百九十四条の、——会社に不正の行為があると疑うような理由があれば、一割以上の株主は、会社の業務や財産状況を調べるため、裁判所へ、検査役の選任を請求することができる——という規定である。

荒尾は、先ず、目ざす会社の經理不正を探索し、それを掴んでから、株を買い出すわけだ。そして、二百九十三条の帳簿閲覧権を使って、「經理帳簿の閲覧をねがいたい」と、内容証明郵便を出す。相手会社は、脛に傷を持つ限り、びっくりして、荒尾と妥協を策し、結局、つり上った株価の外に、多額のプレミアムを払って、荒尾の持株を買い取るのである。

つまり、合法的に、しかも確実に莫大な利益を上げられるわけだ。荒尾としても、自分の行為が、どんな場合でも、検挙の対象にならないと、信じていたわけではない。恐喝罪で、逮捕される心配もあった。

だからこそ、有能な弁護士を抱え、絶えず、法の網目をくぐり抜ける研究を怠らなかった。ところが、荒尾の買い占めが、七つの会社に及んだとき、菊島弁護士は、

「あんたのやつとる手口は、明らかに常習犯だよ。法網をすり抜ける手段を、連続してやつとるんだから、明らかな脱法行為となり、恐喝罪が成立するぞ。そんなお手伝いはゴメンだ」

といって、顧問を辞任してしまった。

荒尾は、菊島弁護士のアシスタントをしていた、遊佐成武弁護士に誘いかけた。

「遊佐はん、あんたもいつまでも、イソ弁（居候弁護士）をしてたんじゃ、うだつが上りまへんやろ。わしは、今度、赤坂のミリオンビルの八階を、七十坪ばかり借りることにしたんや。あんたに一部屋をあてがうし、毎月十万円は、手当として保証する。自分の事件をやるのは、差支えおまへんぜ。ただ、全関東観光の看板とならんで、法律事務所の看板を出すのだけは、困るのやが——どないだろか、顧問を引受けてくれまへんやろか」

遊佐弁護士は、荒尾の申し出にとびつき、顧問を引受けたのである。

遊佐は、私立のN大を出てから、生命保険の外交や、化粧品セールスマンをやりながら、三

十一歳のとき、やっと司法試験に合格、三十三歳の四月、弁護士登録をすると、菊島のイソ弁となつたのである。

イソ弁が、独立して事務所を持つのは、概ね十年とされていた。遊佐は、イソ弁生活八年、年令も四十一歳となつたが、独立するメドは全くなかつた。

「荒尾さん、僕は、菊島先生とは、全くちがう見解を持っていますよ。公開された株を買うのは自由だ。一割以上の株主が、商法の規定に従い、会社経理を調べるのは、商法が少数株主保護のため、こうした規定をこしらえたんだから、当然なことだ。回を重ね、幾つもの会社に、同じ手段を使ったからといって、合法的な行為なんだから、百回、連続しても、合法はあくまで合法だと思ふが」

「遊佐はん、あんたは、ええことをいうてくれる。気に入りましたな。わしの会社が、所期の目的どおり、大観光会社に発展したら、わしは生涯、あんたを、安穩に暮せるように保証しまつさ。一流弁護士にふさわしい、屋敷も作らしてもらうし、うちの会社の株も持ってもらうし、わしの儲けの一割ぐらいいは、お礼をさせてもらおうと、思うてまんのや。わしが、百億つかむまで、協力、たのんまつさ」

遊佐は、その時から、荒尾の法律参謀となつたのである。